

番号制度(マイナンバー)導入に伴う介護保険給付に係る申請について(概要版)

平成28年1月より番号制度(マイナンバー)が導入されたことに伴い、介護保険の申請等につきましても申請書、届出書等への個人番号の記入や必要な確認書類の提出などをお願いすることになりました。申請者によって必要な書類も異なりますので、詳しくは下記をご参照ください。

(マイナンバーの手続きを必要とする介護保険給付に係る申請の一例)

負担限度額認定申請、住宅改修費支給申請(事前分のみ)、福祉用具購入費支給申請、居宅・介護予防サービス計画作成(変更)依頼届出、生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請、償還払支給申請、高額介護・介護予防サービス費支給申請 等

番号制度導入に伴い必要となる申請手続きについて

本人が申請する場合、番号確認・身元確認が必要です。

■番号確認

- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書のうちから1つ



■身元確認

本人の身元確認の書類
右記 [A]のうちから1つ
または、
右記 [B]のうちから2つ以上

■番号確認+身元確認

個人番号カードをお持ちであれば、個人番号カード(表・裏)1枚でできます。

身元確認の書類

[A] 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、住民基本台帳カード(写真あり)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、写真付き身分証明書(居宅介護支援専門員証等)から1つ

[B] Aの書類の提出が困難な場合、以下のBの書類が2つ以上必要です。

国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、介護保険負担割合証、年金手帳、児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証、写真なし資格証明書(生活保護受給者証、恩給等の証書等)、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書、戸籍の附票の写し(謄本もしくは抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、源泉徴収票(給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票)

代理人が申請する場合、 代理権・番号確認(本人)・身元確認(代理人)が必要です。

■代理権の確認 法定代理人:成年後見人等、任意代理人:家族、ケアマネジャー等

(法定代理人の場合) 登記事項証明書の写し

※保佐人、補助人の場合、代理権が付与されていることが分かる部分を含む

(任意代理人の場合) 委任状(参考様式が大田区ホームページにあります)

※委任状の作成が困難な場合、「本人しか持ちえない書類(介護保険被保険者証等)」の提出をもって代理権の確認書類とすることも可能です。

■本人の番号確認 本人の個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書(代理人申請の場合何れもコピーで可)

■代理人の身元確認 代理人の身元確認の書類として右記 [A]のうちから1つか、右記 [B]のうちから2つ以上(代理人が個人の場合)

郵送で申請する場合、番号確認の書類・身元確認の書類はコピーを提出してください。なお、医療保険の被保険者証のコピーを提出の際は、記号・番号等が判別できないよう黒塗りするなど処理をお願いいたします。

申請代理に係る委任を会社等の法人に対してする場合には、「代理人の身元確認書類」として次の2つが必要となります。

- ・法人の登記事項証明書その他の官公署から発行、発給された書類
- ・代理人(実際に申請を行う者。法人の従業員等)と法人との関係を証する書類(法人の商号または名称及び本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの。社員証等)

また、代理権確認の委任状にも「法人の商号または名称及び本店または主たる事務所の所在地」及び「代表者氏名」の記載と「法人代表印」による押印が必要となります。